

(別紙)

青森県災害救助法施行細則の一部改正の趣旨

災害救助法（昭和２２年法律第１１８号）による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償に関して必要な事項は、災害救助法施行令（昭和２２年政令第２２５号）第３条第１項及び第５条により、内閣総理大臣が定める基準に従い、あらかじめ都道府県知事がこれを定めることとされている。

本県においては、内閣総理大臣が定める「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成２５年１０月１日内閣府告示第２２８号）」に従い、青森県災害救助法施行細則においてその具体的な内容を定めているところである。

- １ 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準の一部改正（平成２９年３月３１日内閣府告示第５３５号）により、次の基準額が改められ、令和７年４月１日から適用されることとなったこと等から、青森県災害救助法施行細則の一部を改正するものである。

ア 避難所の設置のため支出できる費用

350円／１人１日 ⇒ 360円／１人１日 （10円増）

【細則別表第一の一の１の（三）】

イ 応急仮設住宅の設置のために支出できる費用（建設型応急住宅）

6,883,000円／戸 ⇒ 7,089,000円／戸 （206,000円増）

【細則別表第一の一の２の（二）】

ウ 炊き出しその他による食品の給与を実施するために支出できる費用

1,330円／１人１日 ⇒ 1,390円／１人１日 （60円増）

【細則別表第一の二の１の（三）】

エ 被服、寝具その他生活必需品の給与等のために支出できる費用

（ア）住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯

		改正前	改正後	増減
夏 季	１人世帯	19,800円／世帯	20,300円／世帯	500円増
	２人世帯	25,400円／世帯	26,100円／世帯	700円増
	３人世帯	37,700円／世帯	38,700円／世帯	1000円増
	４人世帯	45,000円／世帯	46,200円／世帯	1200円増
	５人世帯	57,000円／世帯	58,500円／世帯	1500円増
	６人以上１人増す 毎加算	8,300円／世帯	8,500円／世帯	200円増
冬 季	１人世帯	32,800円／世帯	33,700円／世帯	900円増
	２人世帯	42,400円／世帯	43,500円／世帯	1100円増
	３人世帯	59,000円／世帯	60,600円／世帯	1600円増
	４人世帯	69,000円／世帯	70,900円／世帯	1900円増
	５人世帯	87,000円／世帯	89,300円／世帯	2300円増
	６人以上１人増す 毎加算	12,000円／世帯	12,300円／世帯	300円増

【細則別表第一の三の３の（一）】

(イ) 住家の半壊、半焼又は床上浸水（土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となった場合を含む）により被害を受けた世帯

		改正前	改正後	増減
夏 季	1人世帯	6,500円 / 世帯	6,700円 / 世帯	200円増
	2人世帯	8,700円 / 世帯	8,900円 / 世帯	200円増
	3人世帯	13,000円 / 世帯	13,400円 / 世帯	400円増
	4人世帯	15,900円 / 世帯	16,300円 / 世帯	400円増
	5人世帯	20,000円 / 世帯	20,500円 / 世帯	500円増
	6人以上1人増す 毎加算	2,800円 / 世帯	2,900円 / 世帯	100円増
冬 季	1人世帯	10,400円 / 世帯	10,700円 / 世帯	300円増
	2人世帯	13,600円 / 世帯	14,000円 / 世帯	400円増
	3人世帯	19,400円 / 世帯	19,900円 / 世帯	500円増
	4人世帯	23,000円 / 世帯	23,600円 / 世帯	600円増
	5人世帯	29,000円 / 世帯	29,800円 / 世帯	800円増
	6人以上1人増す 毎加算	3,800円 / 世帯	3,900円 / 世帯	100円増

【細則別表第一の三の3の(二)】

オ 住宅の被害を拡大する緊急の修理のため支出できる費用
51,500円 / 1世帯 ⇒ 53,900円 / 1世帯 (2,400円増)

【細則別表第一の六の2の(二)】

カ 日常生活に必要な最小限度の部分の修理のため支出できる費用

(ア) (イ) の世帯以外

717,000円 / 1世帯 ⇒ 739,000円 / 1世帯 (22,000円増)

(イ) 住家の半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯

348,000円 / 1世帯 ⇒ 358,000円 / 1世帯 (10,000円増)

【細則別表第一の六の3の(二)】

キ 学用品の給与のため支出できる費用（文房具費及び通学用品費）

(ア) 小学校児童 5,200円 / 1人 ⇒ 5,500円 / 1人 (300円増)

(イ) 中学校生徒 5,500円 / 1人 ⇒ 5,800円 / 1人 (300円増)

(ウ) 高等学校生徒 6,000円 / 1人 ⇒ 6,300円 / 1人 (300円増)

【細則別表第一の八の3の(二)】

ク 埋葬のため支出できる費用

(ア) 大人 226,100円 / 1体 ⇒ 232,200円 / 1体 (6,100円増)

(イ) 小人 180,800円 / 1体 ⇒ 185,700円 / 1体 (4,900円増)

【細則別表第一の九の3】

ケ 死体の処理のため支出できる費用

(ア) 死体の洗浄・縫合・消毒

3,600円 / 1体 ⇒ 3,700円 / 1体 (100円増)

(イ) 死体の一時保存（既存建物を利用できない場合）

5,700円 / 1体 ⇒ 5,900円 / 1体 (200円増)

【細則別表第一の十の2の(四)】

コ 障害物の除去のため支出できる費用

140,000 円 / 1 世帯当たりの平均 ⇒ 143,900 円 / 1 世帯当たりの平均

【細則別表第一の十一の 2】

(3,900 円増)